

大学間交流協定更新フローチャート

コーディネーターは、本学の「外国の大学等との学術交流協定等締結に関する指針」に基づき、相手大学・機関と調整の上、大学間交流協定更新の6ヶ月前までに申請を行う。



国際戦略推進本部において、「外国の大学等との学術交流協定等締結に関する指針」に基づき、更新の可否について審議する。（この際、コーディネーターは国際戦略推進本部への出席を求められる場合もある。）



承認

教育研究評議会において、国際戦略推進本部の審議結果について、審議を行う。



承認

国際課と相手大学・機関の窓口とで最終調整を行う。



双方の学長等は更新覚書に調印する。（調印式または郵送交換）